

みやぎ型管理運営方式
優先交渉権者選定基準の基本的な考え方

令和元年12月25日

第二次審査における提案評価の全体像



- 「全体事業方針・実施体制等」「水質管理・運転管理」「改築・修繕等」「危機管理・事業継続措置等」「地域貢献」及び「運営権者収受額」の観点から、評価を実施する。

評価項目（全体事業方針・実施体制等）

全体事業方針・ 実施体制等	水質管理・運転管理	改築・修繕等	危機管理・ 事業継続措置等	地域 貢献	運営権者収受額
------------------	-----------	--------	------------------	----------	---------

確認事項

			共 通	上 水	工 水	下 水
全体事業方針	本事業等全体にわたる基本方針	本事業等に対する理解度、3事業一体で本事業等をより適切に実施するための民間ならではの創意工夫や独創性等を確認する。	○			
	事業実施体制	本事業等の実施体制としての十分性及び適切性を複数の観点から確認する。	○			
	組織図及び業務分掌		○			
	応募企業又はコンソーシアム構成員の実績			○		○
収支計画・資金 調達	収支計画の妥当性	運営権者収受額が、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであることを、9個別事業ごとに確認する。		○	○	○
	資金調達の基本方針	本事業期間を通じて、財務の安定性や継続性を保つための資金調達方針を確認する。	○			

評価項目（水質管理・運転管理・改築・修繕等）



確認事項

共通 上水 工業 下水

			共通	上水	工業	下水
水質管理	水質管理体制	県は運営権者に対し、現行の基準と同等以上の要求水準を求めることから、これらを確実に実施できる体制であることを確認する。		○	○	○
	水質管理に係る追加提案			○	○	
運転管理	運転管理方針	3事業ごとにテーマを設定し、当該テーマについての個別施策の有効性を確認する。		○	○	○
	運転管理の個別施策（浄水発生土の有効利用計画を含む）			○		
	運転管理の個別施策				○	
	運転管理の個別施策（汚泥の有効利用計画を含む）					○
改築・修繕等	改築・修繕等方針	本事業等により実現される新たな技術の導入及びコスト削減の具体策を評価する。また、改築修繕計画について9個別事業ごとに確認するほか、設備配置の最適化方針を確認する。下水道事業に係る改築費用について、4事業の合計額がより低い提案を評価する。		○	○	○
	改築・修繕等の個別施策（改築修繕計画、保守点検計画を含む）			○	○	○
	下水道事業に係る改築費用					○
	健全度評価の実施方法			○		

評価項目（危機管理・事業継続措置等）



確認事項

共通 上水 工業 下水

セルフモニタリング	セルフモニタリング計画	セルフモニタリングの実施体制のほか、その内容・基準・根拠・実施頻度、結果の活用方法が、業務及び財務の状況を確認するうえで適切であることを確認する。	○			
	安全管理・保安等	事故防止体制及び事故発生時における対応	想定される異常事態における対応が適切であることを確認する。 保安対策が適切であることを確認する。		○	○
	保安対策	○				
危機管理	災害その他非常の場合※における措置及び対応	災害その他非常の場合における措置及び対応が適切であることを確認する。		○	○	○
事業継続措置	事業継続性を確保するための対応策	事業継続性を確保するための資金面及び体制面の十分性及び適切性を確認する。万が一事業継続が困難となった場合において、実施体制を円滑に移行するための	○			
	事業継続が困難となった場合における移行方法	方法が具体的であることを確認する。	○			

※水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドラインによれば、災害その他非常の場合とは、地震、風水害、水質汚染事故、施設事故・停電、管路事故・給水装置凍結事故、テロ、渇水、新型インフルエンザ、情報セキュリティ等の事象を指す。

評価項目（地域貢献、運営権者収受額）



確認事項

共通 上水 工業 下水

地域貢献	地元企業との連携・協力	宮城県内に本店又は本社を有する事業者の優先的な活用、地域人材の雇用等を評価する。	○			
	地域との連携・協働、地域活性化への取組		○			
運営権者収受額	運営権者収受額	9個別事業の運営権者収受額の合計額がより低い提案を評価する。	○			